

第1回いじめ防止連絡協議会会議録

(平成30年度)

年月日	平成30年7月19日	時間	14:00 ~ 15:30	場所	糸魚川市役所2階会議室
件名	第1回いじめ防止連絡協議会				
出席者	【委員】8名（次の各団体より各1名） 糸魚川市校長会、市教育研究会生徒指導部会、糸魚川警察署、新潟地方法務局糸魚川支局、糸魚川人権擁護委員協議会、主任児童委員、市PTA連合会、市内県立高校 【教育委員会事務局】6名 田原教育長、こども課井川教育次長、こども教育課石川課長、松村課長補佐、田原係長、猪又指導主事				

内容

1 開会の挨拶（田原教育長）

当いじめ防止連絡協議会は、市のいじめ防止条例により、いじめ防止等の情報交換を通ずるということを目的にお願いしている。これから市の現状を説明させてもらう。防止のための基本方針を定めているが、国県の改定に伴って市もこれまでの教訓をいかして改定していこうと、協議を始めている。積極的なご意見をいただく中で有意義な会にしていきたい。

2 報告

(1) いじめ、長期欠席等の状況について（猪又指導主事）

資料1について

平成29年度のいじめの認知件数は、小学校31件、中学校21件で、合計52件。月別状況は、4月から7月にかけて件数は増えてきているが、早めに認知したことのあらわれと考える。いじめの区分と対応状況では、52件のうち、48件が解消。一定の解消が1件、取組中が3件。取組中の3件は、保護者の対応に配慮が必要であったり、人間関係をもう少し細かく見ていく必要があるといったねらいから学校が判断した。

平成30年度のいじめの認知件数は、小学校19件、中学校9件で、合計28件。昨年度と比べ認知件数が多いと感じるかもしれないが、軽微なものでも報告いただいたと考えている。早期発見、即時対応の意味では、とくに小学校の先生のアンテナが高くなっていると考え。いじめの区分と対応状況では、解消が11件、一定の解消・取組中を合わせて17件。いじめの解消は、基本方針にもある通り、3か月ぐらい人間関係をしっかり見ていくというもの。時間をかけながら複数の目で子どもたちの関係性を見ていくというスキルが先生たちにしっかりと定着していることのあらわれととらえている。

資料2について

平成29年度の不登校児童生徒数は22名。長期欠席児童生徒の状況別長期欠席は、小学校11名、中学校26名であるが、それぞれの状況は異なる。文科省で言っているところの「不登校による」欠席は22名で、小学校が7、中学校が15である。それ以外に病気によるもの、その他の理由で15名の児童生徒があがっている。

平成30年度の不登校児童生徒数は小学校では0名、中学校では6名。内訳をみると、「昨年全欠だった生徒が市適応指導教室に通級できるようになった」あるいは「校内適応指導教室に登校できるようになった」といったケースが増えてきている。また、なぜ自分が学校に行けなくなったかという理由

を面談をして話せるようになってきた生徒も多くいる。そういう意味で、先生方や関係機関からの支援によって中長期欠席の子どもの改善が見られた。なお、夏季休業中の6日間、市適応指導教室を開設し、規則正しい生活リズムを維持できるようにする。

質 疑

(人権擁護委員) 「不登校による欠席」とは、どういう意味か。

(指導主事) 起立性調節障害は病気に含まれるため「不登校による欠席」には入らない。現在、いじめを理由に不登校になっている児童生徒はいない。中学生の場合は、小学校での登校しぶりの延長継続している子どもが多い。中学校に入学して不登校になったお子さんはあまりいない。自身の特性からくるもの、あるいは保護者の方の特性からくるもの、家庭環境からくるもの等がある。

(人権擁護委員) 不登校の保護者の方が、親の会「結の会」に入っているのですか。

(指導主事) 入っていらっしゃる方もいる。当事者本人に困り感がなく、何度声をかけても入らない方もいるが、今後も声をかけ続けていく。

(2) 糸魚川市いじめ防止基本方針改定案について (猪又指導主事)

資料3について

昨年度、いじめ防止連絡協議会で提案させていただいた。変わったポイントは2点ある。一つは、大人も子どもも人権感覚をしっかりと磨いていく必要があると考え「人権感覚」という言葉を随所に入れた点。もう一点は、過去にあった「いじめ重大事態」の教訓から、我々が実際に対応してきたなかで学んだことを言葉にして盛り込んだ点。いろいろな方に意見をもらい、「速やかに対応する。」「いじめを行った児童生徒とその保護者に対しても、いじめ調査の経過を報告する。」や「責務は保護者にある。」といったことを明示した改定案になっている。今日いただいたご意見等もその都度協議し、夏にパブリックコメントという形で市民に問うていきたいと思っている。

(校長会)

- ・P8の「いじめを当事者同士の問題ととらえず～重要である。」が、とても大切なところだと感じている。かつては個人の問題としてのとらえであったが、現在はいじめを止めることのできる学級等の集団作りを重点に研究が進められている。
- ・県のものには入っていたが、「学校評価の評価項目に位置付ける。」といった言葉をP11の「学校が実施する施策」からP12あたりに入れてはどうかと思う。
- ・「第3章 重大事態への対処」のところで、県の方針を見ると「重大事態の対処」と「事態発生」の間に「いじめの重大事態は、文部科学省のガイドラインによって適切に対応する。」の一文が入っている。「公開の仕方」も含めて、この一文を入れておけば良いのではないかと感じた。
- ・P14の調査のところの「(1)教育委員会は…」となっている上の2行は、主語がどこか。
- ・P15の行動計画は、苦勞して作成したものなので学校現場にPRしてほしい。

(人権擁護委員) いじめが起きた時に、問題を検討するか解決するかのが立ち上がったが、「問題が起きた場合にはそういった機関もある。」という一文は入れなくてよいものか。そういった機関で問題解決を図るというわけにはいかないのか。

(校長会) どこかに書いてあったのではないか。P. 10の(2)の②の後に③があつて、「糸魚川市学校問題解決支援チームの設置」というのがあつたが。

(市教委) その組織が部活動に関するものだったかと認識しており、指導があつたのを受けて意図して消

したが、再度検討する。

(人権擁護委員)部活動以外のことで以前はあまり良くない状況もあったし、それで教育委員会としても学校としても困られたことがあったと思う。いじめられた方が不信感をもって私たちのところに話にくることもあったので、そういうものも入れたほうがいいのかと思った。今、いじめ等の問題があった時に支援員さんという方がいるが、そういった人はこれからもずっと設置されるものなのか。

(課長)生徒指導支援員からは各学校に入ってもらい、学校の抱える問題やその方自身が見つけられた問題にあたって力を発揮してもらっている。今後も継続して設置するようお願いしている。

(人権擁護委員)それは体制に組み込まれたものとして考えていいのか。

(課長)申し上げた通り、非常に有効ととらえているので、続けていけるようお願いしている。

(人権擁護委員)もしそうなら、こういった所に入れてもいいのではないかな。

(課長)P10の下から4行目に入っている。

(補佐)今後は市民から考えをもらう、パブリックコメントという形で進めさせてもらう。

(3) 各団体からの情報提供

(警察署)昨年度から現在まで、いじめや犯罪に関する検挙はなかったと思う。警察がいじめに関与するというのは二つある。具体的犯罪、刑事事件としてとらえる場合が一つで、暴行罪、傷害罪、脅迫罪、恐喝等にあたり、その場合は一定の法に則って対処する。もう一つ、事件以外で警察ができることとして、保護者から「子どもが学校に行けない。いじめられていることを学校に言ってもらえないか。」との依頼があり、警察から学校に要請していじめが収まった例もあり、保護者と学校の懸け橋になることができる。本部の生活安全部少年課にいじめ対策専門の班があり、警察がいじめに対応する指針が出されており、その指針に則って対応したいと思うので、諸々情報共有の協力をお願いしたい。

(法務局)本年度は「みんなで築こう人権の世紀～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」を啓発活動重点目標として取り組んでいる。現在、いろんな団体等でも啓発が行われている「LGBT 心の性」に関してチラシを作成したので参考にしてほしい。小中学生用の黄色の物、相談ダイヤル等もあるので活用してもらいたい。8月24日から9月4日が相談ダイヤル強化週間となっている。新潟県内でもいじめの相談ダイヤルが広く行われており、多方面の機関と協力していきたい。小中学校での人権教室の開催、中学生対象の人権作文の取り組みを行っている。人権について考える機会としていただきたい。

(人権擁護委員)保育園や福祉施設等へ人KENあゆみちゃんを持って回った。小学校では人権教室を開催し、白嶺分校でも9月に人権啓発活動に関する打ち合わせをする予定である。13人に1人の割合でLGBTの問題を抱える人がいると言われているが、これに関しても人権教室を開催することが可能である。今日は「もしもの時の大事な話」というパンフレットを持参した。「もしも」というのは、「性暴力にあつたら」ということ。一昨年暮れに県でも相談室「性暴力被害支援センターにいがた」が立ち上がった。秋には事務局長さんをお呼びし、お話を伺う予定である。性犯罪被害は女性だけではなく、男性も該当するように法律が変わったので認識を新たにしてほしい。声をあげられずにいる人も多いが、冊子には体験談も載っているので活用してほしい。

(市P連)社会情勢は、昔と大きく変わってきた。今は、子どもが強く、子どもの逆ギレを恐れて、親もなかなか言えないこともある。「子の背を後押ししてやって、鑑になれるようにしようね。」と、親の相談にのっている。懇談会等では、PTAの会長として「子どもの異変だとかに気付ける親でいてくださ

い。」と話している。スマホ、アイパッドのご時世、3秒ルールですぐに返信しないとどこでいじめが起きるか分からない、といったすごい社会だと感じている。市P連では、例年、研修会を開いているが、今年度は新潟県内でPTAの大会が開かれるため、実施しない。

(主任児童委員長) 児童委員はボランティアで相談された時に適切な機関に引き継ぎ、子どもを見守る仕事をしている。14名の委員で児童部会を開いている。最近では貧困について研修している。家庭の問題が大きく子どもに関わっている。地域、警察、学校に行き話をして伝える人もいます。

(市内高校) 大人になりかけの子どもたちの問題は、表面に上がってきたときには大きな話になっていて、小さいうちに抱えることが難しいのが現状。1学期に1、2回のいじめに関するアンケート調査で子どもの思いを吸い上げ、個別に対応している。年度の初めにSNS関係でいじめられたとの虚偽情報が広まり、対応に右往左往した事案があった。いじめ自殺が県内であったので、県からの調査も入っているが、今、当校は落ち着いている。

(校長会) 市学警連の会長から「小さなことでも報告しましょう。」との言葉あり、それにそってやっている。いじめの認知件数増加がそれを反映していると思う。SNSメディアに関して、小中学校連携してのルール作り、子どもへの啓発を行っている。糸魚川小学校では、地区懇談会で保護者に話をした。すべての学校で問題意識をもって取り組んでいる。子どもたちの、教師の、人権感覚を育てることが大事だ。人権教育、同和教育を重点的に取り組んでいく。今年、糸魚川市に「いのち・愛・人権展」がくる。糸魚川中を会場に11月下旬に社会同和研修会、糸魚川中学校区で11月初めに同和教育の講演会があり子どもたちにも聞いてもらう。子どもたちや保護者の方、教員の人権感覚を高めていきたいと考えている。

(市教研) 今年度は、市教研生徒指導部と糸中学校区生徒指導部、市教委がタイアップして、学級づくり研修会を開催する。上越教育大学の先生を招いて、6月には糸魚川東小学校を会場に、10月には糸魚川中学校を会場に研修を進めている。早期発見、早期対応は大切だが、未然防止のために子どもたちにどんな力をつけていくか、人間関係づくりや他者との関わり、社会性育成等などどのような形で進めていくかが大切であろうと、取り組んでいる。また、糸中学校区では、小中連絡会を6月に開催した。中学校入学前に人間関係の円滑化を図ることを目的に、子ども同士が関わる活動を行った。

質 疑

(市内高校) 中学校の道徳についてお聞きしたい。高校では年間2回、同和教育の時間を設けているが、アンケートで、生徒に「同和教育を受けてきたか。」の質問をしても「受けた」との回答が100%にならない。すべての学校で同和教育はなされているのか。

(指導主事) すべての学校学級で、確実に学期に1回行われている。「生きる」シリーズを使った指導がしっかりとされている。

(課 長) 道徳の時間だけではなく、社会科等いろんな教科で同和教育が行われているということ。学校教育全体で取り組んでいる。

3 学習会 市小・中・高校生、保護者のためのスマホ・SNSルール (猪又指導主事)

小・中・高校生、保護者のためのスマホ・SNSルールづくりに年度当初から取り組んできた。P16に示すのは、市内小学4、5、6年生、小さな学校は全校児童を対象に事前学習を行ったものである。トラブル事案をもとに、なぜこのようなルールが必要なのかを問う授業案をこちらで配信し、担任

から授業をしてもらった。子どもたちは授業を通して感想を書き、改めてルール、約束が必要なのだと認識し、この3つの約束について納得できた上で小学校のルールを設定させてもらった。P17は、平成26年度に市内4中学校の生徒会役員が生徒会交流会の折に、「ネットの心得を我々の手で作ろう。」ということで作成したものである。今回、これを表舞台に出し、これを守っていこうということで、各中学校生徒会役員が中心になって再度これを全校生徒に示し、周知徹底を図った。高等学校については、年度当初、校長、教頭先生に「市内3校ですりあわせていただきたい。」と、お願いした。進捗については、来週、校長先生方にお会いする機会に確認させていただく。

(課長)子どものルールについては出来ているが、買い与える親側のルールがとても大事と考えている。P18について。こちらから、データを市P連に提案させてもらい、賛同を得たうえで、市P連の名前でもらいたく考えている。「策定案」とあるが、これでほぼ確定で、形式を整えて各学校に配信してある。これから各学校のPTAとしてどうやっていくか、関係者と相談してやり方を示し、全保護者にくまなくわたるようにしたい。

(P18の)『1』は、「親ととにかく話し合しましょう。」ということで、裏面に「各家庭でこんな決まりを作ってはどうか」の見本を示した。『3』フィルタリングを掛けることは、親の責務と考えているので、徹底してもらいたく、提示させてもらった。『4』は、誰と通信しているのか、相手の親御さんとも知り合いになれば間違いは起きにくいのではないかと考え、加えさせてもらった。以上5つのルールである。

(指導主事)学警連でも、委員の山口係長から出会い系サイトや児童買春といった生々しいお話を伺った。当市においても喫緊の課題であるいじめには、今、ネットを使った誹謗中傷はあがってきていない。しかし、いじめのツールの一つとしてラインが使われていることは掴んでいる。県教委のパトロールには引っかけられない。ラインの中で誹謗中傷、からかいの言葉を書き込みながらはずしていくという行いが指導の中で明るみになることがある。ネットに関する親のためのルールづくりが絵に描いた餅で終わることのないよう、関係の皆様からいろんなご意見をいただきたい。

意見交換

(校長会)絵に描いた餅にならないためのP18の親のためのルールなので、各学校のPTAでこれについて協議する時間を取る必要があるのではないかと。よく話し合い、皆で問題意識をもって、という手続きが必要かと思う。P19のきまりも大事。県の「深めようきずな県民会議」が数年前に出したのものにも「契約書」があり、同様の内容になっているが、これから実践的なものにしていかないと意味がないと思う。

(人権擁護委員)「スマホにもお金がかかる。それは親が出している。」ということ子どもに言わなければならないと思う。中学生だとフィルタリングのはずし方も知っている。このようなルールを作ることは良いことだが、今の子どもたちにはこのようなことでは追いつかないことがいっぱいある。無料のアプリには危ないものもある。便利なツールだし、ないと困るものではあるが、どうしてダメなのかを具体的な例で子どもたちに教え込まなきゃいけない。

(課長)そういうことを含めて親子で話をしてほしい。学校で一斉に教えることはできるが、最後、お金を稼いでいる親に言ってもらうのが一番いいのかと思う。各家庭で、「こういうことをしてください。」ということを勧めていきたい。

(市P連)まずは取り組むこと。自分の息子もそうだが、「課金」「サイト」の請求が来て初めて気付く状態。手本は親なので、親が率先して「食事のときはスマホを見ない。」等を徹底する。各学校に伝えてもらい、推奨していく中で、実践に持っていくことが大事。携帯の使い方も親が子どもに教えても

らいながらやっている時代。人間形成についても心配している。親が見本となって声をあげていく方向で、とPTAの懇談会などでは話しており、賛同をもらっている。

(警察署)この中でライン、ツイッターをやっている人は？「ウラアカ」という言葉を知っている人は？「フィルタリング」の言葉を知っていても、どんな設定でどんな種類があるのかも指導する我々が言えない。親が、先生が、子どもたちから「ウラアカのラインのQRコードとって、そこからつながった。」と聞いても何のことかわからない。(中略)大人が内容を理解する、理解しないと聞けない、ということなので、話を聞いたり合わせたりするために知識が必要なのかと思う。

(指導主事)我々大人が、知識としてそういった情報を学ぶ機会が必要になってくる、ということですね。学校で子どもに聞き取りをする時、ベテランの先生だと話が分からない。若手の先生は分かるので、話を通じて聞き取りが早いということがあるのでセットで聞き取りをするとよい、と聞いたことがある。ライン株式会社は無料で講演会をやっている。

(警察署)警察でもやっている。署内にもサイバー犯罪対策課があるし、上越にサポートセンターがあるのでそこで研修できる。保護者向けの研修依頼もあった。活用してほしい。

(人権擁護委員)中学校にスマホは持って行ってはいけない。高校へはいいのか？

(人権擁護委員)「高校に持ってきたら、電源を切りなさい。」(という指導)ですね。

(校長会)高校に合格するとその祝いに買ってもらうことが多いようです。携帯会社が混み合うと聞いた。

(市内高校)全て対処療法になっている。無理は承知で言うが、たばこや酒と同じで20歳になるまでは使わせないってのが一番良いのではないか。「必要、便利。」との話が出てくるが、無くても構わないと思う。親が買い与えなければいいし、そうしても持っている友人のところに行って使って遊ぶのが子どもたち。(以下不明)

(校長会)P18の5番目の「()歳までは持たせません。」のところですね。

(人権擁護委員)何歳までだと思うか。

(市内高校)18歳でしょう。自分で稼ぐようになってから。

(人権擁護委員)子どものスマホ代金って、どれくらい親が払っているものか。

(市内高校)すべて親が払っている。3万5、6千円ぐらいではないか。

(市P連)スマホを持っている、持っていないでいじめになったりすることもある。親も持っていないことを把握していて(中略)。持たせる親、持たせない親、いろいろで、子どもの教育の差なのかと感じた。

(指導主事)各単Pでしっかり話し合うということをPTA会長さんにお伝えいただき、PTAと教職員を交えて問題意識を持ってほしい。定期的に振り返りながらやっていかないと、あっという間に問題は起こってしまうので、ぜひ市P連でお願いしたいと強く感じる。確かに対処療法でしかないが、今までは意識しながらやっていたので、ぜひお力添え願いたい。単Pの取り組みが目に見える形でまとめていただけるならありがたいし、それをまた情報共有できたら良い。

(課長)また、校長会とか生活安全課の人に来てもらって話し合いをもったうえで進めていきたい。

(教育長)今日はスマホの話があった。いじめ防止の協議会でもある。糸魚川市の子どもたちが夢を持って夢をかなえる、0歳から18歳までの子ども一貫教育の中でそういう子を育てていくことが目的。そのためにいじめのない、スマホ等の犯罪に巻き込まれない、依存症になって勉強に集中できない等のことがないようにしようと提案させてもらっている。各PTAで話してもらう時に、「スマホを1日2時間使うか使わないかで学力の差がでる。」という検証されたデータもあるので、そういうことから子どもがしっかりと勉強に集中する環境を保護者と地域と一緒に作っていききたい(と伝えていただきたい)。そういう面で今回まとめてもらったルールは意義があると思うので、これが実践出来

るようみんなで見守っていきたい。

4 閉会（井川次長）

糸魚川市総合教育会議で教育大綱を作成した時、当初、重点推進項目に「いじめの根絶」とあったが、協議する中で「社会の中でいじめがまったくなくなるのは難しいだろう。」と、いじめは起こりうるものと想定する話がでた。そこで、大綱の中では「いじめを見逃さない、許さない環境の構築」を重点推進項目に掲げた。このことは、子どもたちに関わるすべての人が心しておかなければならないことだと思う。

特に学校現場においては、事案が起こった時の初動が最も大切であるので、お集まりいただいた関係機関の皆さんとの連携も含めて、あらためて徹底してもらいたい。